

野木町人事行政運営等の状況の公表

野木町の規定に基づき、平成 19 年度の野木町の職員人事行政等について、お知らせします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の任用については、選考による任用と競争試験による任用があります。

【選考による任用】

- ・係長以上の職又はこれに相当するものと町長が認める職
- ・単純な労務職（運転手、用務員等）
- ・法令上の資格若しくは技能等を必要とする職（保健師、栄養士、保育士等）

【競争試験による任用】

- ・競争試験は小山ブロック市町等職員採用試験事務共同実施協議会に委託しています。
- ・選考による任用する職以外の職（事務職等）

【採用試験の実施状況】平成 19 年 4 月 1 日採用者

試験区分		受験者	最終合格者
一般行政職	一般事務	23 人	2 人
	保健師	1 人	1 人

職員数の状況

【職名別職員の状況】平成 19 年 4 月 1 日

組織上名	課長級	課長補左	係長	主任	主査	主事	主事補
職務上名	主 幹	副主幹	副主幹	主任	主査	主事	主事補
職員数	20 人	21 人	19 人	67 人	20 人	11 人	1 人
構成比	10.2%	10.7%	9.7%	34.2%	10.2%	5.6%	0.5%

保健師	保育士	用務員	運転手	給食調理員	合計
保健師	保育士	用務員	運転手	給食調理員	
3 人	2 人	8 人	5 人	19 人	196 人
1.5%	1.0%	4.1%	2.6%	9.7%	100.0%

【年齢階層別職員の状況】

平成 19 年 4 月 1 日

年 齢	人 数	構 成 比
19 歳以下	0 人	0.0%
20 歳以上 29 歳以下	20 人	10.2%
30 歳以上 39 歳以下	47 人	24.0%
40 歳以上 49 歳以下	51 人	26.0%
50 歳以上 59 歳以下	78 人	39.8%
合 計	196 人	100.0%

職員数・定員管理の状況

【部門別職員数の状況】

(各年 4 月 1 日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由		
		平 成 18 年	平 成 19 年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	使送業務直営化	
		総務	39	40	1		
		税務	13	13	0		
		労働	0	0	0		
		農林水産	11	11	0		
		商工	2	2	0		
		土木	19	19	0		
		民生	23	22	1		児童館指定管理者制度を適用
		衛生	15	15	0		
		小計	125	125	0		
	教育部門	51	49	2	欠員不補充		
	消防部門	0	0	0			
	小 計	176	174	2			
公営企業等 会計部門	水道	6	6	0			
	下水道	8	8	0			
	その他	8	8	0			
	小 計	22	22	0			
合 計		198 〔238〕	196 〔238〕	2			

(注)

- 職員数は一般職に属する職員数である。
- 〔 〕内は、条例定数の合計である。

2. 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

人件費の総額（平成19年度一般会計決算）

人口 平成19年 3月31日 現在	歳出額	人件費	人件費率
26,092人	5,946,792千円	1,596,563千円	26.3%

人件費には、一般職員のほか町長等特別職、議会議員、各種行政委員会等の特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

一般職員の給与費（平成19年度一般会計決算）

給料	645,206千円
職員手当	97,766千円
期末勤勉手当	271,652千円
合計	1,014,624千円

特別職の報酬、手当（平成19年4月1日現在）

区分	給料月額等
給料	町長 546,000円
	副町長 589,000円
報酬	議長 350,000円
	副議長 280,000円
	議員 260,000円
期末手当	町長 6月期 1.6月分
	副町長 12月期 1.75月分
	計 3.35月分
	議長 6月期 1.6月分
副議長 12月分 1.75月分	
計 3.35月分	

職員の平均給料月額及び平均年齢（平成19年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職 （事務職員、 技術職員）	357,000 円	44.3 歳
技能労務職 （運転手、 調理員）	266,000 円	51.2 歳

職員の初任給（平成19年4月1日現在）

区分		支給額
一般行政職	大学卒	172,200 円
	高校卒	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円

職員の経験年数別・学歴別給料月額（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	263,350 円	325,100 円	
	高校卒		291,700 円	339,300 円

一般行政職の級別職員数の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務	職員数	構成比
1 級	主事・技師・主事補・技師補	2 人	1 . 6 %
2 級	主事・技師	8 人	6 . 4 %
3 級	主査	1 4 人	1 1 . 2 %
4 級	主任	4 9 人	3 9 . 2 %
5 級	係長・課長補佐	3 5 人	2 8 . 0 %
6 級	課長	1 7 人	1 3 . 6 %

教育部門・公営企業等会計部門を除く。

職員の手当状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容		
扶養手当	配偶者		13,000 円
	第2子まで		6,500 円
	その他の扶養親族		6,500 円
	16歳から22歳の子1人につき		5,000 円加算
通勤手当	公共交通機関利用	運賃相当額	
	自家用車など利用	2 km 以上 2,000 円から	
住居手当	借 家	家賃に 27,000 円以内	
	持 家	新築・購入から 5 年間 2,500 円	
期末勤勉手当	支 給 月	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	6 月期	1 . 4 月分	0 . 7 1 月分
	1 2 月期	1 . 6 月分	0 . 7 1 月分
	計	3 . 0 月分	1 . 4 2 月分
職制上の段階、勤務の級等による加算措置があります。			
退職手当	勤 続 年 数	自 己 都 合	定 年
	2 0 年	2 3 . 5 0 月分	3 0 . 5 5 月分
	2 5 年	3 3 . 5 0 月分	4 1 . 3 4 月分
	3 5 年	4 7 . 5 0 月分	5 9 . 2 8 月分
	最高限度額	5 9 . 2 8 月分	5 9 . 2 8 月分
定年前早期退職特別措置がありません。			

特 殊 勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		3.1%
	支給総額		147 千円
	手当の種類（手当数）		4
時 間 外 手 当	18 年度	支給総額	34,211 千円
		職員 1 人当たり支給年額	192 千円
	19 年度	支給総額	38,408 千円
		職員 1 人当たり支給年額	212 千円

勤務時間の状況

- ・ 始業終業時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
勤務の特殊性がある場合は、別に勤務時間を定めます。
- ・ 休憩時間 午後 1 2 時 0 0 分～午後 1 時

年次有給休暇

- ・ 一の年度において、20 日以内
- ・ 取得状況 平均使用日数 10 . 5 日

特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、忌引、交通機関の事故その他特別の事由により勤務しないことが相当と認めらおける休暇

育児休業及び部分休業

【概要】子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とする制度

- ・ 育児休業利用状況 5人（生後3年に達しない子を養育している職員）
- ・ 部分休業利用状況 無（3歳に満たない子を養育している職員が復職した場合に取得できる・勤務しない時間給与減額）

介護休暇

【概要】職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護で、勤務しないことが相当と認められる場合で、その勤務しない時間につき給与減額をする制度

- ・ 取得状況 0件

病気休暇

【概要】職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

- ・ 医師等の証明書が必要な病気休暇の取得状況 7人

3. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分制度の概要

地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職をさせることができる制度

分限処分の状況

降任 1件

(2) 懲戒処分

懲戒処分の概要

地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、戒告、減給、停職及び免職の処分をする制度

懲戒処分の状況

減給 2件

4. 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の概要

全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、誠実かつ公正に職務に専念する規律

(2) サービス規律の確保のために

- ・ 地方公務員として相応しい接客等を行うために野木町職員待遇マニュアルの実施
- ・ 野木町人材育成基本方針の実施

5. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

区 分	受講者数(人)
小山地区職員研修協議会研修	44
栃木県市町村職員研修協議会研修	5
その他	107

(2) 勤務成績の評定の実施状況

野木町人材育成基本方針の中の人事評価制度に基づき、平成18年度から実施しています。

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

- ・ 健康診断 一般健康診断・がん検診
- ・ メンタルヘルス対策 カウンセリングの実施
- ・ 職員福利厚生事業 映画会の実施

(2) 労働安全衛生に関する事項

- ・ 野木町職員安全衛生管理委員会の設置

(3) 災害補償の実施状況

公務災害補償制度の概要

地方公務員法第45条第1項の規定に基づき、職員が公務により死亡、負傷若しくは疾病し、または障害状態になった場合において、補償する制度

認定件数

なし

7. 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、平成19年度に新たな措置要求はなかった。

8. 不利益処分に関する不服申し立ての状況

係属事案はなく、平成19年度に新たな不服申し立てはなかった。